

1 概観

2021 年通常国会 デジタル社会関連 6 法案成立

2021 年 9 月 デジタル庁

2021 年 10 月 岸田内閣成立

(デジタル大臣・規制改革・行政改革担当大臣＝牧島かれん)

2021 年 11 月 デジタル臨時行政調査会 (第 1 回)

2022 年通常国会 情報通信技術を利用する方法による国歳入などの納付に関する法律

※参議院に地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会設置

2022 年 8 月 内閣改造

(デジタル大臣・デジタル改革・消費者食品安全・公務員制度担当大臣＝河野太郎)

2022 年 10 月 デジタル臨時行政調査会 (第 5 回)

2023 年通常国会 デジタル規制改革推進法、マイナンバー法改正

※衆議院に地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会設置

2023 年 5 月 デジタル臨時行政調査会 (第 7 回)

2023 年 9 月 内閣改造

(デジタル大臣・規制改革・デジタル行財政改革・デジタル田園都市国家構想・行政改革・
国家公務員制度担当＝河野太郎)

2023 年 10 月 デジタル行財政改革会議 (第 1 回)

2023 年臨時国会 官報発行法

2023 年 12 月 デジタル行財政改革会議 (第 3 回)

2 デジタル臨時行政調査会

- ・デジタル社会基本法 (← I T 基本法)
 - ・内閣にデジタル庁設置 (37 条) (← I T 総合戦略室)
 - ・デジタル社会形成重点計画 (38 条) (←世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)

※38 条 5 項 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かなければならない。

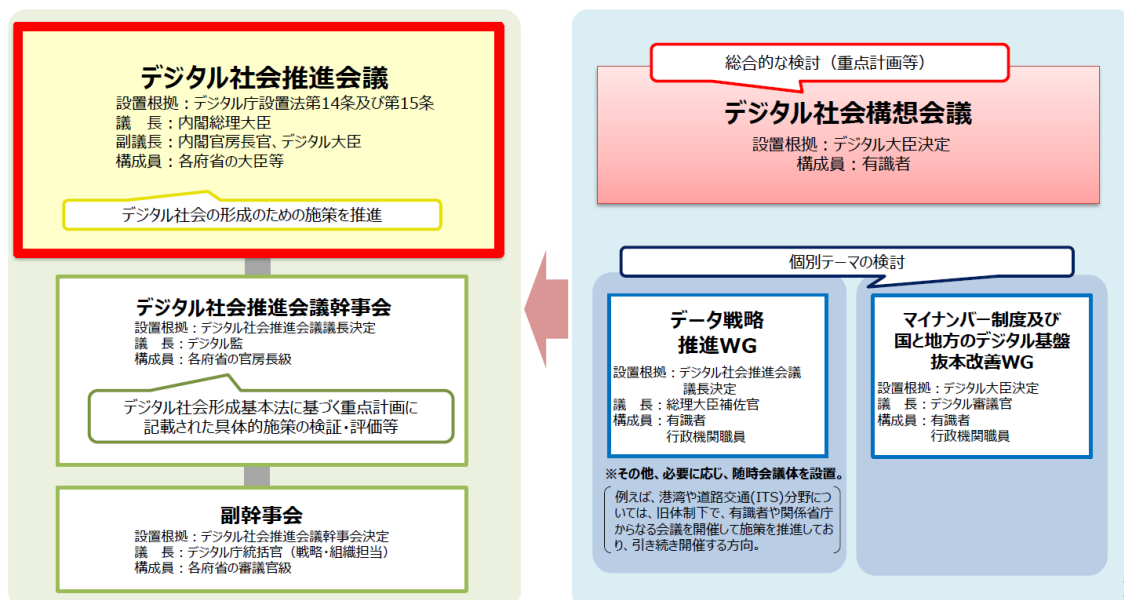
- ・デジタル庁設置法

- ・デジタル社会推進会議（14 条）（← I T 戦略本部）

新たな推進体制について（R3.9.1以降）

資料1

デジタル社会推進会議：デジタル庁設置法に基づき、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進及びデジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整を行う。



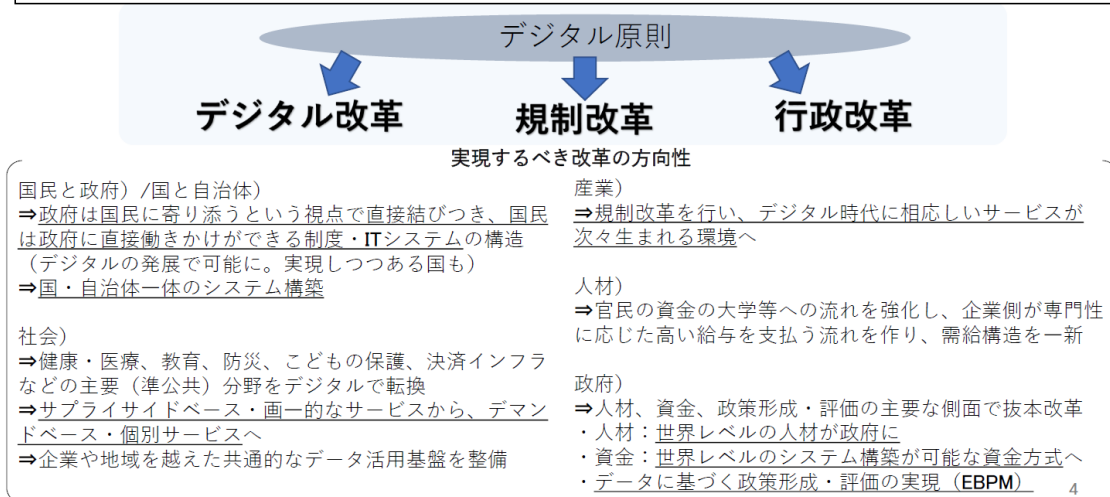
・デジタル臨時行政調査会の設置

・「デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会を開催しました。」

- ・根拠：内閣総理大臣決裁
- ・構成員：首相、デジタル相、官房長官、首相が指名する国務大臣＋有識者
 →規制改革会議議長、デジタル社会構想会議議長が加わる
- ・庶務：デジタル庁処理

デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



- ・背景：首相の交代、「臨調」、デジタル大臣が規制改革・行政改革担当を兼ねる
 - ・並行してデジタル田園都市国家構想実現会議
- ・3つの改革を束ねる「デジタル原則」

「デジタル原則」の方向性

「デジタル原則」は、例えば以下のような項目を含めて検討していったらどうか。DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）に基づく国際枠組みの形成も含めて、国内外での連動した対応も具体化していくべきではないか。

1. デジタル完結・自動化原則

書面、対面、目視、定期点検などを義務づけるルールについて、デジタル完結・自動化による対応を基本とすること。

2. 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを活用できるよう、システム間の相互運用性を確保すること。

3. デジタル共通基盤利用原則

デジタル基盤、IDやベース・レジストリなどは、分野ごとの縦割で独自のシステムを構築するのではなく、共通基盤を利用すること。

4. アジャイルガバナンス原則

デジタル技術を使って、一律かつ硬直的なガバナンスではなく、柔軟で継続的な改善を可能とするガバナンスを行うこと。

5. 官民連携原則（GtoBtoCモデル）

行政がサービス提供する際に、国民接点は民間企業のUI/UXを活用するなど、民間の力を最大化する新たな官民連携を行うこと。

5

- ・ 経済産業省の政策の反映
 - ・ DFFT
 - ・ デジタル・アーキテクチャ
 - ・ 「Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会」→アジャイル・ガバナンス
- ・ 「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革」（2021年12月）＝資料1
- ・ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（2022年6月）

一括見直しプランによる規制改革の意義について

《現状》

- 20年以上、日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。所得も伸びず。最大の要因の一つが**デジタル化の遅れ**
例) 2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP：日本109.5、米139.9、英124.1（内閣府）
- 日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進みあらゆる産業・現場で人手不足が進むおそれ
例) 2019年1億2616万人のところ、2030年で1億1912万人（704万人減）、2050年で1億192万人（2424万人減）の予想（国立社会保障・人口問題研究所）

⇒法令などの規制でアナログ的な構造が維持されたまま。こうした構造を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで、経済成長を実現することが不可欠

デジタル臨調において、これまでにない「**3つの特徴**」を持つ規制改革を実施

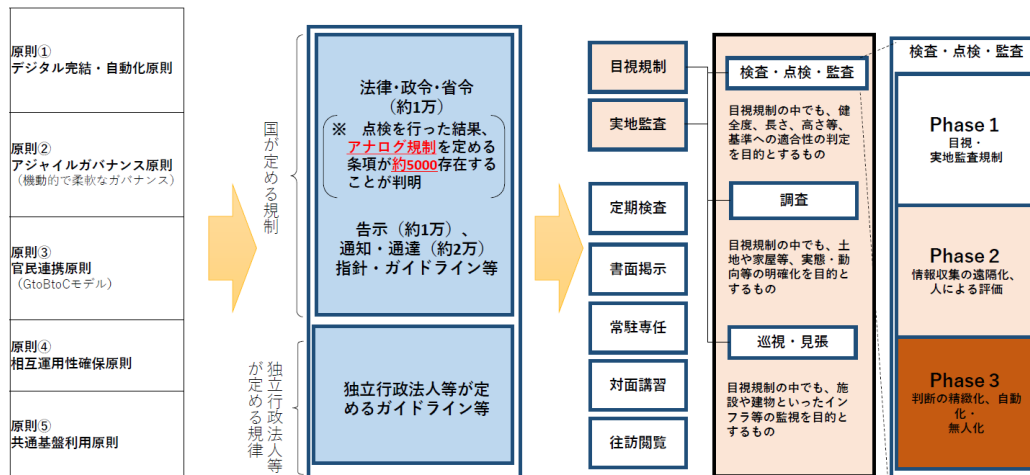
- 特徴1. 「**点の改革**」のみならず、「**面の改革**」も
個々の規制をピンポイントで見直すだけでなく、横断的な見直しを実施
- 特徴2. 「**要望ベースの改革**」のみならず、「**テクノロジーベースの改革**」も
個別の要望への対応だけでなく、改革の効果である「技術力の向上」についても念頭に置いた見直しを実施
- 特徴3. 「**現在の改革**」のみならず、「**将来の改革**」も
現在の法令の見直しだけでなく、将来の法令がその時代の技術に適合できるように仕組みを構築

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

○ 構造改革のための
デジタル原則

○ デジタル臨調における適合性の
点検・見直し対象の規律の範囲

○ 一括の見直しに向けた類型化とフェーズ
の考え方（目視規制・実地監査の例）



※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

- ・ 2025 年 6 月までの 3 年間が集中改革期間
- ・ 内閣改造→河野デジタル相・岡田直樹行政改革大臣体制
- ・ 取組の加速化（2022 年 10 月）

今後の重点的な取組について

1. アナログ規制の一括の見直しの加速化

- ・ 9000条項について、年末に、今後2年間での見直しの工程表を確定させる。
- ・ その際、一括的な法改正のあり方も具体化する。

2. テクノロジーマップ・技術カタログの整備

- ・ 第一弾の講習・試験に係る公募内容を取りまとめた上で、他分野に取組を展開。横断的なデジタル技術等の検証に必要な支援も具体化。

3. 新規立法への対応

- ・ 法案のデジタル原則適合性の確認については、次期通常国会の法案についても各府省の協力の下、デジタル法制審査チームによる取組を実施。指針をさらに具体化。

4. 地方公共団体における取組の支援の具体化

- ・ 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（第1.0版）を11月に公表。先進的な取組を後押し。
- （例）ローカルルールの見直し（保育の必要性認定を受けるための就労証明書の様式統一や手続のデジタル完結）

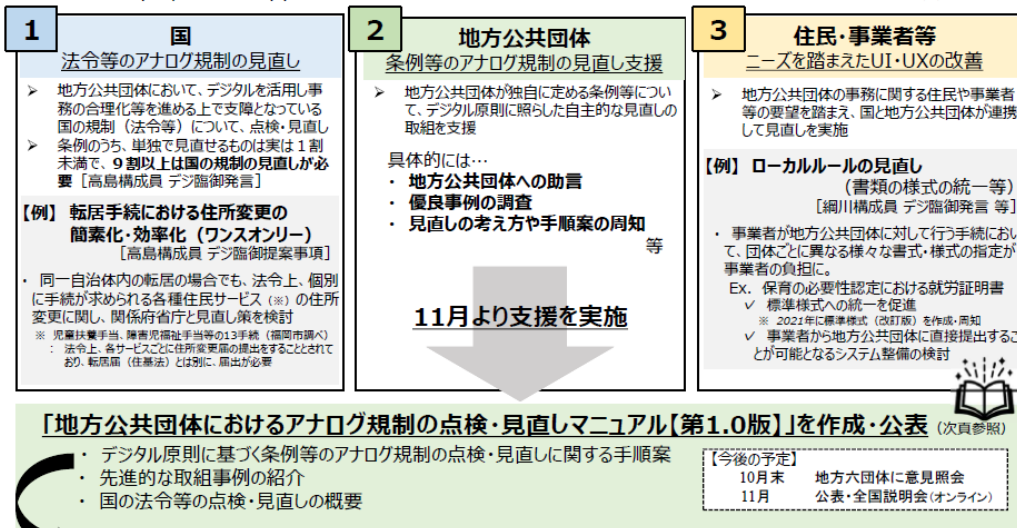
5. 国・地方の手続き等のデジタル完結に向けた取組の加速化

- ・ 国民や事業者から見て特に必要性が高い分野を中心に、規制とシステム両面からの取組を推進。
- ・ 準公共を担う地方公共団体との関係

地方公共団体における取組の支援

今後の取組支援の方向性

地方公共団体の手続や住民サービスのデジタル化を推進し、事務の効率化・合理化と国民の利便性の向上を実現するため、次の3つの施策を柱として、総合的に地方公共団体の取組を支援（2022年末までに施策を具体化、2023年以降本格実施）



※ マニュアルは、国の法令等の見直しの進捗を踏まえ、今後もアップデート予定 5

- ・工程表の確定、一括法案の方針（2022 年 12 月）

アナログ規制に関する点検・見直しの現状

「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令**約1万条項**全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・目視…………… 2927条項 | ・定期検査・点検… 1034条項 |
| ・実地監査…………… 74条項 | ・常駐・専任…………… 1062条項 |
| ・対面講習…………… 217条項 | ・書面掲示…………… 772条項 |
| ・往訪閲覧・縦覧… 1446条項 | ・FD等記録媒体………2095条項 |
| ・その他の規制…………… 42条項 | |

合計 9669条項（100%） 全ての方針及び工程表確定

《工程表のイメージ》

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度 1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度 4月～9月	常駐専任-厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正

○工程表の類型

	令和4年度 1月～3月	令和5年度 4月～9月	令和5年度 10月～3月	令和6年度 4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等） 対外調整等 法令等改正手続			

見直しに向けた
工程表

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定
※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても
工程を確定予定

デジタル規制改革推進のための一括法案について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し
 - ①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧
 - フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化
- ⇒**法律に係る一括的な改正については、可能な限り速やかに国会提出を目指す。**

令和5年通常国会にデジタル規制改革推進のための 一括法案を提出する方向で検討

検討中の内容

- I **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、法改正による措置が必要な**①書面掲示規制**及び**②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**についての改正を行うとともに、
- II **将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直し**が、**自律的かつ継続的に**行われることを担保するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
 - ・ **デジタル規制改革**を国の基本方針として法定し、**デジタル法制局**のプロセスに関連する規定を措置
 - ・ 「**テクノロジーマップ**」等を踏まえ、**規制所管省庁や地方公共団体によるデジタル技術の効果的な活用**に関連する規定を措置

アナログ規制の一括見直しの全体像

一括法案やデジタル手続法等を活用し、法改正、政省令改正、解釈の明確化等による規制の見直しを可能な限り一括的に実施。

規制類型	主な対応
目視	・政省令改正 により対応 ・解釈の明確化、運用の変更（通知等） により対応 ✓ 一部は、法改正に向けた技術検証等を実施予定
実地監査	
定期検査・点検	
常駐・専任	
対面講習	
書面掲示	一括法案で対応 インターネットでの閲覧等を可能に ✓ その他は、 政省令改正や解釈の明確化、運用の変更（通知等） により対応 注）プライバシー配慮条項については、プライバシー保護とのバランスに配慮しつつ見直しを行う。
往訪問覧・縦覧	デジタル手続法、e-文書法（※）の適用等 により対応 ✓ 適用の前提となる政省令の整備を実施 注）プライバシー配慮条項については、プライバシー保護とのバランスに配慮しつつ見直しを行う。
FD等記録媒体	一括法案で対応 ①デジタル手続法の適用拡大、②情報通信技術の効果的活用規定を受けた解釈・運用見直し ※ その他は、個別法令の改正等により対応

※ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法）：個別法令において書面によることなどが規定されている手続きについて、当該法令の改正によることなく、デジタルで行うことを可能にする特別法

12

3 デジタル規制改革推進法（資料2）

※詳細は異智彦「デジタル規制改革推進法」ジュリスト 1589号（2023年）15頁以下、仲野芳崇ほか「デジタル臨時行政調査会の取組およびデジタル規制改革推進の一括法の解説」NBL1250号（2023年）37頁以下

・デジタル社会形成基本法改正

（情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し）

第三十六条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等）

第三十八条（略）

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。（略）

十五 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

4 デジタル臨時行政調査会からデジタル行財政改革会議へ

・デジタル臨調（第7回）（2023年5月）

デジタル臨調これまでの取組と今後の検討課題

○ デジタル臨調の開催目的

デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会を開催する。「デジタル臨時行政調査会の開催について」（2021年11月9日内閣総理大臣決裁）より

⇒ デジ臨の取組の射程は「アナログ規制の見直し」にとどまらず、広がりを持つ。

○ 本年夏以降の取組の考え方

デジタル原則の下で、「アナログ規制の一掃」から「官民デジタル完結」と、「AI・データ等を徹底活用できる社会づくり」へと重点をシフト

これまでの取組：「マイナス」を「ゼロ」へと戻す取組に重点

コロナ禍により我が国の「デジタル化の遅れ」が露呈

⇒ デジタル化を妨げる「アナログ規制の一掃」に重点を置いた取組を実施

- ・「デジタル原則」の策定（2021年12月）
- ・「一括見直しプラン」の策定（2022年6月）
- ・7項目等のアナログ規制について4万法令等を洗い出し、該当する法令1万条項の見直しに関する「工程表」の決定（2022年12月）
- ・「デジタル規制改革推進の一括法案」を国会提出（2023年3月）

これからの取組：「ゼロ」を「プラス」へと発展させる積極的な取組に重点

「工程表」の決定により現在のアナログ規制の一掃にメドが付き、「一括法案」により将来にわたってアナログ規制を排除する環境も整備

⇒ 今後はこれまでの取組を土台として、国民が利便性を実感できる

「官民デジタル完結」の徹底と「AI・データ等を徹底活用できる社会づくり」に重点化

地方公共団体における取組の支援について

「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル[第1.0版]」を公表（2022年11月）

- デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検・見直しに関する手順案
- 先進的な取組事例の紹介
- 国の法令等の点検・見直しの概要

- ・大分県や福岡市など一部の先行団体では、条例等のアナログ規制の洗い出し・見直し作業を既に実施
- ・いくつかの団体で、デジ田交付金も活用し、アナログ規制の見直しを踏まえたデジタル実装を予定（点検や講習のデジタル化等）
- ・一方で、その他の団体から「具体的に見直すべき条例等を整理してほしい」などのご意見

モデル自治体による地方公共団体のアナログ規制見直しの実施と展開（2023年度）

- 全国から公募等した15団体と連携し、実際に条例・規則等の点検・見直しを実施することで、モデル自治体を創出
- アナログ規制の見直しにおける課題を調査し、調査結果を全国の自治体に共有・横展開

※調査実施団体：北海道、埼玉県、香川県、宮崎県、相模原市、町田市、国分寺市、平塚市、川西市、高松市、坂出市、さぬき市、古賀市
大分県（オブザーバー）、福岡市（オブザーバー）

【具体的な事業イメージ】

- ・自治体において見直しのニーズが高い、①消防・防災、②医療・福祉・健康、③子育て、④環境、⑤農林水産業、⑥土木・インフラ、の各分野について、各団体の希望も踏まえ、2分野程度ずつをそれぞれ重点的に見直し作業を実施
- ・調査実施団体全体として、各分野を幅広く調査することで、全国の自治体の参考となるモデルケースを創出

- ・2023年秋頃を目途にモデル自治体の見直し結果を取りまとめ予定
- ・年内を目途にマニュアルを改訂し、調査結果を反映予定

上記取組に加え、国として以下の取組により支援
・アナログ規制の見直しにあたって活用可能な技術をリストアップしたテクノロジーマップの整備
・デジ田交付金による財政面での支援
・デジタル改革共創PFにおける国地方双方の日常的なコミュニケーション・意見交換

先行団体やモデル自治体の取組状況の横展開などを通じ、全国の自治体の取組を推進

・「デジタル臨調の今後の検討課題」

課題1：行政・民間分野における「デジタル完結」の加速化

課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

課題3：国・地方のデジタル関係の基盤の構築（資料3）

→第33次地方制度調査会との関係

- ・「行政手続のデジタル完結に向けた工程表の策定に関する対応について」（5月30日）
- ・デジタル社会実現重点計画（6月9日）（資料4）
- ・首相会見（6月21日）

「第2に、デジタルの力をフルに活用した令和版デジタル行財政改革です。

少子高齢化、脱炭素、安保情勢の変化など、新たな時代環境に適応していくために、政府の事業規模は、世界のどの国においても拡大しています。全体の公務員数を増やさずに、国民や事業者から見て、便利で使いやすい、効率的な行政に組み直すための改革が不可欠となっています。今、世界的に求められているのは、筋肉質の組織を持ちながら、広範な機能を担う、小さくて大きな政府です。

国を頂点とする上意下達の仕組みを、国がデジタルによって地方を支える仕組みに転換する。国が共通のデジタル基盤を設計し、その上で、住民や事業者と直接の接点を持つ自治体やNPO（特定非営利活動法人）が、一人一人にきめ細かいサービスをスピーディーに行う。デジタル技術の広がりがなかった昭和の時代の行革は、中央省庁再編、民営化、地方分権などでした。令和の時代に求められるのは、デジタルの力を全面的に活用し、個々の国民に個人レベルできめ細かく対応することを最優先にした抜本的な改革です。

このために、ユーザー視点に立って制度や組織を一体的に変える。また、国と地方の役割を再定義していく。政権の優先課題として、こうした令和版デジタル行財政改革に挑戦をしていきます。」

- ・内閣改造→河野大臣が規制改革を兼ねる
- ・デジタル行財政改革会議

「急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議を開催します。」

- ・根拠：閣議決定
- ・構成員：首相、デジタル行財政改革相、官房長官、デジタル担当相、行革担当相、規制改革担当相、経済財政担当相、デジタル相、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣＋有識者
→50歳未満に限定、デジタル臨調構成員クラスはアドバイザリーボードへ、ただし規制改革会議議長も出席
- ・庶務：内閣官房
- ・課題発掘対話

5 デジタル行財政改革会議

なぜ今、デジタル行財政改革なのか？

新たな時代環境

- 生産年齢人口の減少（2020年：約7,500万人⇒2040年：約6,200万人、▲約1,300万人減少）
- 少子高齢化（高齢化率：2020年：28.6%⇒2040年：34.8%）
- 地域の人口密度の低下により公共サービス等（公共サービスに加えて公共性が高い民間の事業を含む）の生産性が低下し、必要な公共サービス等の提供が困難になることが想定
- 個人のニーズの多様化
- AI・5G・クラウドなどデジタル技術の進展

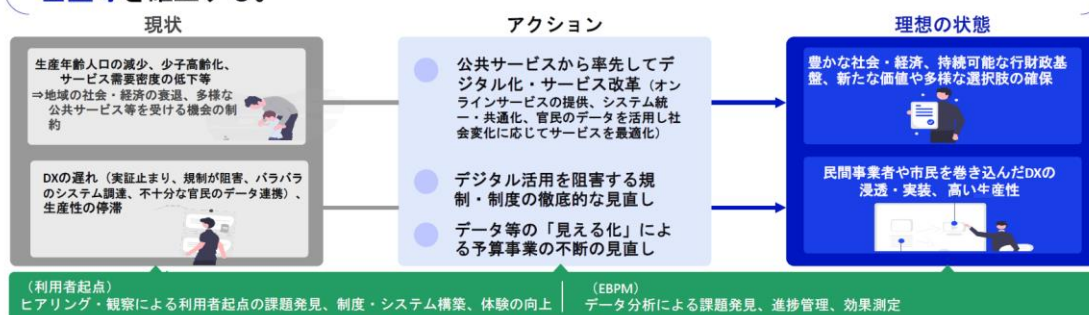
急激な人口減少社会に対応するため、利用者起点で我が国の行財政のあり方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現することが必要。

これにより、一人ひとりの可能性を引き出し、新たな価値と多様な選択肢が生まれる豊かな社会を目指す。

デジタル行財政改革の基本的考え方

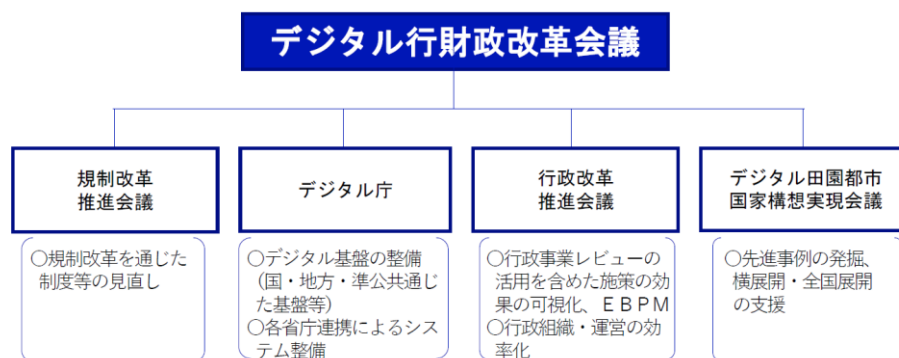
1. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
2. あわせて、デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動。
3. EBPMの手法も活用し、KPIや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。

これらによって、デジタルの力を活用して、豊かな社会・経済、持続可能な行財政基盤等を確立する。



デジタル行財政改革会議を司令塔とする一体的な推進体制

- デジタル行財政改革会議は、規制改革・デジタル改革・行政改革・デジタル田園都市国家構想及び各府省庁の**改革の司令塔**。
- **総理のリーダーシップの下で方針決定を行い、デジタル行財政改革を国・地方を通じて一体的かつ強力に推進。**



- ・「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」(12月20日会議決定)(資料5)
- ・デジタル行財政改革会議の今後

5. 今後検討を深めるべき課題の例

- ・デジタル行財政改革会議やアドバイザリーボードでの議論も踏まえ、来年以降も、**残された課題や、新たに取組を要する課題、分野横断的な大きな課題も含めデジタル行財政改革を推進**

※ 以下は来年の取組として考えられる項目の案であり、次回会議において具体的な取組項目・方針を具体化

各分野での取組

- ・校務DXを通じた教員の負担軽減策の具体化、デジタル教材の活用拡大の方策、民間人材の活用
- ・自家用車・ドライバーの活用、自動運転の事業化に向けた審査の透明性・公平性確保、事故責任に係る法的整理
- ・介護事業所の経営の協働化・大規模化の方策
- ・医療分野のデジタル化の課題への対応
- ・プッシュ型子育て支援・保育DX・相談業務のDXの実装
- ・社会的課題解決のためのスタートアップの活用

デジタル共通基盤

- ・人口減少等が進む中で行政サービスの質を維持するための、国・地方のデジタル基盤の更なる効率的な構築・運用、担い手不足への対応(DX・情報関係業務の担当職員が1名以下である自治体数=295)に向けた以下の取組
 - 国・地方で主体別・分野別に何を共通化し何を個別化するかの整理と展開
 - それを踏まえ、自治体システム標準化以降における国と地方のデジタル基盤について、セキュリティや個人情報保護の観点も考慮した上で検討
 - 小規模自治体におけるデジタル人材不足への抜本的な対応
- ・上記の取組を進める上での地方の声の反映(内閣府の地方分権提案とも連携)
- ・業務プロセス、公的手続、補助金申請等に関する事業者のDXの更なる推進

EBPM・見える化

- ・政策「見える化」ダッシュボードの対象拡大
- ・点検・見直しの方針に則り、年度内を目途に、基金全体の点検等

14

6 デジタル臨調・デジタル行財政改革会議を「支える」組織

- ・デジタル臨時行政調査会作業部会

「デジタル臨時行政調査会の下、構造改革のためのデジタル原則への適合性の点検・見直しや新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築の検討等を行うため、デジタル臨時行政調査会作業部会を開催しました。」

- ・設置根拠：内閣総理大臣決裁
- ・議長：デジタル副大臣

- ・構成員（座長はデジタル副大臣）

安念潤司 弁護士 中央大学大学院法務研究科 教授

稲谷龍彦 京都大学大学院法学研究科 教授

岩村有広 日本経済団体連合会 常務理事

上野山勝也 株式会社 PKSHA Technology 代表取締役

落合孝文 弁護士 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

菅原晶子 経済同友会常務理事・政策統括

増島雅和 弁護士 森・濱田松本法律事務所

- ・活動：2022 年 2 月～2023 年 9 月まで 24 回にわたり開催

- ・法制事務のデジタル化検討チーム

「デジタル原則への適合性を確保していく観点から、新規法令を含めた法令のより効率的かつ自律的な確認プロセス・体制構築の検討等を行うため、デジタル臨時行政調査会作業部会の下、法制事務のデジタル化検討チームを開催しました。」（2023 年 10 月 6 日廃止）

- ・根拠：デジタル副大臣決裁

- ・議長：デジタル副大臣

- ・活動：2022 年 2 月～2023 年 5 月まで 8 回にわたり開催

- ・テクノロジーベースの規制改革推進委員会

「デジタル臨時行政調査会作業部会の下、横断的な見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性や実効性等が確認されたデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行うため、テクノロジーベースの規制改革推進委員会を開催しました。」

- ・根拠：デジタル副大臣決裁

- ・議長：江崎 浩

- ・活動：2022 年 10 月～2023 年 9 月まで 6 回にわたり開催



- ・デジタル関係制度改革検討会（デジタル庁）

「デジタル原則への適合性の点検・見直しや新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築の検討等を行うためデジタル関係制度改革検討会を開催します。」

- ・構成員

○安念潤司 弁護士 中央大学大学院法務研究科 教授

稲谷龍彦 京都大学大学院法学研究科 教授

岩村有広 日本経済団体連合会 常務理事

上野山勝也 株式会社 PKSHA Technology 代表取締役

落合孝文 弁護士 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

増島雅和 弁護士 森・濱田松本法律事務所

・デジタル関係制度改革検討会 デジタル法制ワーキンググループ

「デジタル関係制度改革検討会の下、デジタル原則への適合性の点検・見直しや新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築、法制事務のデジタル化、法令データのベース・レジストリ整備、法令データの利活用促進の検討等を行うため、デジタル法制ワーキンググループを開催します。」

主査：デジタル庁統括官

・デジタル関係制度改革検討会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会

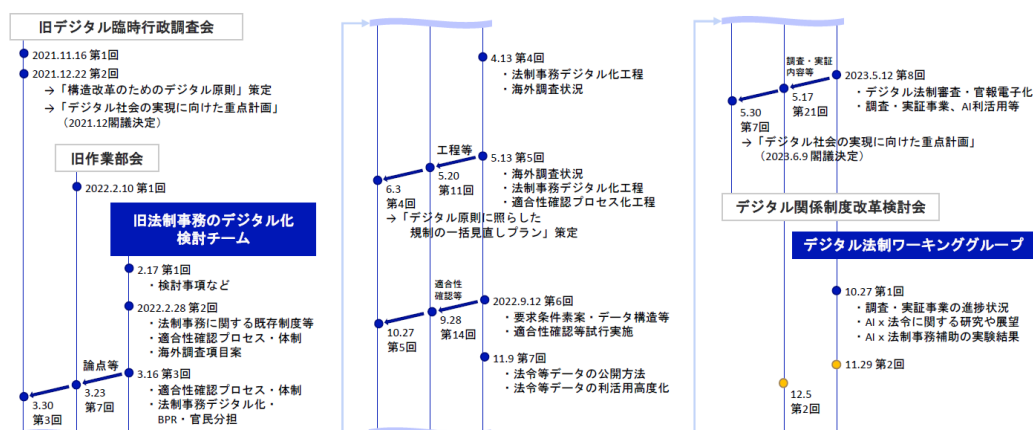
「デジタル関係制度改革検討会の下、横断的な見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性や実効性等が確認されたデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行うため、テクノロジーベースの規制改革推進委員会を開催します。」

座長：デジタル庁シニアエキスパート

・AI時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプラン（2023年12月20日）

・法制事務のデジタル化

法制事務のデジタル化等に関する検討経緯



・「デジタル法制局」

－ 今後のデジタル法制審査について（案）～

- これまでデジタル法制審査の指針は、法案が提出される国会の会期ごとに改定してきたが、デジタル法制審査のプロセスが一定程度定着してきたことから、今後は必要に応じて指針を改定することとし、引き続きアナログ規制及び情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定について確認を行う。
- 法案の所管省庁及びデジタル庁におけるアナログ規制に関係し得る条項の確認作業の効率化のため、デジタル庁で作成したアナログ規制点検ツールα版を各府省に配布する（次頁参照）。

デジタル法制審査の指針案の概要

法制度	(1) 7項目の代表的なアナログ規制、FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規定の確認 ○ 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（＝PHASE 1）が存在しないこと。 ○ 下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合は、その工程も明確化。 ・活用可能な技術の水準等に応じてPHASE 2又は3のいずれの段階にあるかを確認。 ・テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。 ・オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。
業務設計、システム整備等の運用	(2) 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に係る確認 ○ デジタル原則に適合した運用を見据え、法令等の立案段階から、業務設計、情報システムの整備等に係る検討が行われるよう、デジタル庁政府DXチーム、ビジネスアーキテクトチーム等とも連携する仕組みを導入。

※あくまでデジタル社会の形成のための施策に関する総合調整の一環（異）

7 課題と展望

- ・ デジタル政策の政治的位置付けと外延
- ・ デジタル政策を検討する組織
- ・ 議論の透明性
- ・ 議論参加者の包摂性
- ・ デジタル政策と憲法原理（個人の尊重、法の支配、民主主義、基本的な権利と自由）（資料6）

※G7広島サミット首脳コミュニケ、G7広島AIプロセス

- ・ 地方制度とデジタル政策の調整

（資料）

- 1 デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革
- 2 デジタル規制改革推進の一括法案について
- 3 デジタル臨時行政調査会第7回資料（抄）
- 4 デジタル社会実現重点計画概要
- 5 デジタル行財政改革会議中間とりまとめ概要
- 6 宍戸常寿「憲法と社会のデジタル化についての覚書」世界2023年11月号